

# 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人 萌生会  
ケアハウス あすなる  
デイサービスセンターあすなる

## 1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

社会福祉法人萌生会（ケアハウスあすなる・デイサービスセンターあすなる）は、入居者及び利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、当施設において感染症・食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、全体でこのことに取り組みます。

## 2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

(1) 感染症・食中毒の予防・まん延防止の為に、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応（標準予防策）

- ① 施設内の衛生管理
- ② 介護と感染症対策
- ③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応（まん延防止対策）

万一、感染症及び食中毒が発生した場合には、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐ為下記の対応を図ります。

- ① 「発生状況の把握」
- ② 「まん延防止の為の措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

施設長は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告すると共に、所轄の保健所への報告を行い、発生時の対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書は、都道府県・市町村の指定様式とします。

《報告が必要な場合》

- ア) 同一の感染症若しくは、食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名発生した場合
- イ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ) ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発

生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

《報告する内容》

- ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ) 上記の利用者（ケアハウスにおいては入居者、以下同じ）への対応や施設における対応状況等

※ 協力医療機関医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

### 3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

#### (1) 感染症防止委員会の設置

##### ①設置目的

感染症及び食中毒の発生、又はまん延を防止するため、感染症防止対策委員会を設置します。

##### ②感染症対策委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 生活相談員
- ウ) 介護職員
- エ) 看護職員
- オ) 栄養士

##### ③感染症防止対策委員会の開催

委員会は、定期的に 3 ヶ月に 1 回開催します。その他、必要時はその都度開催します。

なお、感染症対策担当者は看護職員が受け持つものとします。

##### ④感染症対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応
- イ) 各マニュアル等の作成
  - ※ 各感染症の予防及び各感染症対応マニュアル、食中毒予防マニュアル等
- ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、書く関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往
- カ) 委託業者（清掃・調理等）への感染症及び食中毒のまん延防止の為指針の周知徹底
- キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年 2 回以上）

ク) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑤職員の健康管理

ア) 職員は年1回の健康診断を実施する。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。

イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路遮断のため完治まで適切な処置を講じる。

#### 4. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(1) 施設長

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延の防止体制の総括責任者
- ② 感染症発症時の行政報告

(2) 生活相談員

- ① 協力病院、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- ② 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、業者、家族）
- ③ 発生時及びまん延防止の対応と指示
- ④ 経過記録の整備
- ⑤ 家族への対応（連絡等）

(3) 介護職員

- ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ② 生活相談員、看護職員、栄養士との連携
- ③ 利用者の状態把握
- ④ 衛生管理の徹底
- ⑤ 経過記録の整備

(4) 看護職員

- ① 協力病院との連携強化
- ② ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- ③ 衛生管理、安全管理の指導
- ④ 外来者への指導
- ⑤ 予防対策への啓発活動
- ⑥ 早期発見、早期予防への取り組み
- ⑦ 記録の整備
- ⑧ 職員への教育

(5) 栄養士

- ① 食品管理、衛生管理の指導

- ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ③ 看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ④ 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
- ⑤ 経過記録の整備
- ⑥ 調理員および委託業者との連携

## 5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上の実施）
- (2) 新任者に対する感染症対策研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

## 6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は当該施設に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

附則

平成20年12月13日より施行する。